



製品分析ニュース

平素よりユーロフィン・フードアンドプロダクト・テストングの製品・材料分析サービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

今回のニュースレターでは、「食品衛生法 玩具登録認定や IEC62321-8 の施行前倒し」についてご紹介致します。

Contents

I. 【食品衛生法 おもちゃ 登録検査機関】登録へ

II. 【フタル酸エステルIEC62321-8発行】前倒しへ

III. 【食品衛生法 器具・容器包装 ポリエチレンナフタレート】個別規格へ

I. 【食品衛生法 玩具 登録検査機関】認定へ



2016年8月26日におきまして、食品衛生法第37条第1項の規定に基づく、玩具の製品検査における厚生労働省登録検査機関の認定を取得しました。すでに認定を受けている器具・容器包装に加え、今後は国内に輸入される「乳幼児を対象としたおもちゃ」の検査ならびに品目登録証明書の発行が可能となります。

また、EU 輸出向け玩具（乳幼児および14歳未満の子供用玩具）は、欧州の玩具指令（Directive 2009/48/EC）を満たす必要がありますが、[EN71-1,2,3,9](#)に対応した試験をユーロフィン・グループラボにて提供しております。



II. 【フタル酸エステルIEC62321-8発行】スケジュール前倒しへ

Newsletter3月号では延期をお伝えしていた IEC62321-8 発行が、2017年9月から2月へとスケジュールが前倒しとなりました。抽出方法としては、超音波抽出法、ソックスレー抽出法、熱分解法、が想定されています。

フタル酸エステル4種			
	物質名	和訳物質名	規制値
1	Bis (2-ethylhexyl) phthalate / DOP (DEHP)	フタル酸ビス (2-エチルヘキシル) /フタル酸ジオクチル	1,000ppm
2	Butyl benzyl phthalate (BBP)	フタル酸ブチルベンジル	1,000ppm
3	Dibutyl phthalate (DBP)	フタル酸ジブチル	1,000ppm
4	Diisobutyl phthalate (DIBP)	フタル酸ジイソブチル	1,000ppm



《まめ情報》

電気電子機器製品中の規制物質の含有量測定手である IEC62321-8 の発行が遅れていましたが、来年 2 月に国際標準フローが公示される予定です。

2015 年 6 月に公布された欧州委員会委任指令 (EU) 2015/863 において、EU RoHS 指令のもと、従来の使用制限 6 物質 (Cd,Pb,Hg,Cr6+, PBBs, PBDEs) に加え、2019 年 7 月以降に新たにフタル酸エステル類 4 種がそれぞれ材料中の 0.1% の最大許容濃度で制限されます。

Ⅲ. 【食品衛生法 器具・容器包装 ポリエチレンナフタレート】個別規格へ

基ポリマー中のエチレンナフタレート を 50% 以上含有している器具・容器包装を個別規格とする改定が、2016 年 6 月に公布されました。下記、材質試験、溶出試験が今後要求されます。

ポリエチレンナフタレート個別規格		
	項目	基準値
材質試験	鉛	100µg/g
	カドミウム	100µg/g
溶出試験	重金属 (Pb として)	1µg/ml
	過マンガン酸カリウム消費量	10µg/ml
	ゲルマニウム	0.1µg/ml
	蒸発残留物 水 4%酢酸 20%エタノール ヘプタン	30µg/ml

猶予期間：2016 年 12 月 7 日までに製造・輸入された器具・容器包装
2016 年 12 月 8 日以降は、この個別規格の適合が必要となります。

ユーロフィンでは、ポリエチレンナフタレートの規格試験に対応しております。

お気軽に、お問い合わせください。

